

飯塚市教育施策要綱

(令和7年度)

飯塚市教育委員会

－ 目 次 －

1	教育の基本理念と基本目標	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2	主要施策		
	(1) 《かしこく やさしく たくましい 子どもの育成》		
		・ ・ ・ ・ ・	P 2
	(2) 《いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり》		
		・ ・ ・ ・ ・	P 8
	(3) 《個性豊かな 新しい文化の創造》		
		・ ・ ・ ・ ・	P 1 1
	(4) 《次代の飯塚市を担う ひとづくり》		
		・ ・ ・ ・ ・	P 1 2

教育の基本理念と基本目標

今日のわが国の社会は、グローバル化、情報化の急激な進展などにより、大きく変化する中であって、人口減少・少子高齢化に伴う人口構造の変化や地域社会のつながりの希薄化、地域間の格差や社会的・経済的格差などの一層の進行が指摘されています。

また、近年、わが国は各地で震災や局地的大雨などの大規模な自然災害が多く発生しています。この頻発化・甚大化する自然災害に備えるため、私たちは過去の災害で得た教訓を活かし、市民と協働・連携し、安全・安心なまちづくりの構築に努めていかなければなりません。

こうした状況の中、本市ではまちづくりの指針として「第2次飯塚市総合計画」(2017年度～2026年度)を策定し、地域の個性や特性を生かしたまちづくりによって、交流人口や定住人口の増加を図り、本市の発展を目指すこととしています。さらに、この計画の中では、子どもたちの豊かな感性や確かな学力の育成により生きる力を育むとともに、次代を担う人材の育成、そして、あらゆる世代の人が様々な活動を通じて生きがいや交流の輪を広げ、やさしさと笑顔あふれるまちを目指すことを基本理念の一つに掲げています。

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものです(教育基本法第1条より引用)。

本市は、上記の教育目的のもと、そして「第2次飯塚市総合計画」に掲げるまちづくりの基本理念に沿って、時代に対応した教育に関する施策を展開するため、「第3次飯塚市教育施策の大綱」(2023年度～2027年度)を策定しました。

この大綱では、教育活動における本物との出会いや体験を通して、多様な人々との協働の中で新たな価値を見だし、自己や社会の未来を自らの力で創造していく、次代の飯塚市を担う人材の育成を目指して、本市の教育の基本理念を

「本物志向・未来志向のひとづくりのために」と定めています。

さらに、この大綱では基本理念のもと、本市の教育目標を次のとおり掲げています。

「第3次飯塚市教育施策の大綱」の基本理念と基本目標

基本理念

本物志向・未来志向のひとづくりのために

基本目標

- かしこく やさしく たくましい 子どもの育成
- いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり
- 個性豊かな 新しい文化の創造
- 次代の飯塚市を担う ひとづくり

飯塚市教育委員会では、この「第3次飯塚市教育施策の大綱」に掲げる基本理念と基本目標の実現に向けて、各分野における主要施策を定めた「飯塚市教育施策要綱」を策定し、広く市民の理解と協力を得ながら施策を推進し、計画的かつ着実に実行してまいります。

主 要 施 策

《かしこく やさしく たくましい 子どもの育成》

生きる力、自分の未来を自ら切り拓く力をもった、未来の飯塚市を担う『かしこく やさしく たくましい 子どもの育成』に向けて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を培い、その学びと育ちの土台となる小中一貫教育を推進し、中学校区を単位とした小学1年生から中学3年生までの9年間を見通した一貫性と連続性のある学習指導や生徒指導により、未来を前向きに創造する子どもたちの育成に努めます。

本市の子どもの学力や体力の現状に関する調査結果では、現在の取組が着実に実を結び、徐々に向上しているものの、全国平均に至らないものもあり、まだまだ課題はある状況です。

そのため、その課題解決に取り組み、教育目標を実現するため、「飯塚市学力向上推進プラン」に基づく取組により確かな学力の育成を図るとともに、「飯塚市学校教育プランR7」を作成し、「本物」との出会いや体験を通して、自己や社会の「未来」を前向きに創造していく子どもたちの育成に向けた取組を進めます。

また、学校を積極的に開放し、地域コミュニティの核としての機能を高め、地域の施設や人材の活用、伝統文化の継承や地域で行われる各種事業への参画等に力を注ぎ、社会教育との連携を深め、地域とともにある特色ある学校づくりを目指します。

加えて、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を図るため、学校施設を的確に把握し、用途に応じた改造や改築を計画的に進めるよう、学校施設の長寿命化計画に基づく整備に取り組みます。

これらの実現のため、次の施策を推進します。

1. 確かな学力の育成

1-1 【学力の向上】

学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

- 「飯塚市学力向上推進プラン」に基づく取組の促進
- 各学校における学力向上プランの活用
- 徹底反復学習の実施
- 知識構成型ジグソー法による協調学習(※注1)の推進
- 学力向上研修会の充実
- 英語学習の充実
- 多層指導モデル(MIM)の取組の充実

1-2 【ICT の活用による効果的な学習の推進】

I C T(※注2)を活用した学習活動に取り組み、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努めます。

- 各教科等のねらいに応じたI C Tの活用
- 個別学習・協働学習等の学習場面に応じたI C Tの活用

- 家庭学習でのICTの活用
- ICTを活用した不登校支援

(学校教育課)

2. 豊かな心の育成

2-1 【豊かな人間性の育成】

教育活動全体を通して、豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。

- 学校図書を整備・充実
- 日常的・継続的な読書活動の推進
- 体験活動の推進

2-2 【人権教育の推進】

児童生徒の発達に即し、教育活動全体を通して人権教育を充実させ、人権に関する知識や態度、実践力を身につける教育を推進します。

- 「第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画」及び「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」並びに「飯塚市人権教育基本方針」に基づいた人権教育の推進
- 人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」の活用
- 福岡県人権教育推進プラン及び人権教育指導者用手引きの活用
- 人権教育担当者研修会の定例実施

2-3 【生徒指導の充実】

いじめ・不登校や問題行動等の未然防止と早期対応に努めるとともに、社会性や対人関係能力の育成を図るため、積極的な生徒指導を推進します。

- 生徒指導主事・生徒指導担当者研修会の実施
- 生徒指導上の諸問題に関する実態調査の実施
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- スクールサポーターの活用
- 規範意識向上を図る取組の推進(SEL—8S(※注3)等の活用)
- 関係機関及び地域との連携強化
- 「飯塚市不登校児童生徒支援グランドデザイン」に基づく取組の推進
- 校内教育支援センターの設置促進及び活用

2-4 【道徳教育の推進】

「特別の教科 道徳」の授業を要とした道徳教育を推進します。

- 児童生徒一人ひとりが生きる上で出会う様々な道徳上の課題を自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」の授業づくりの推進
- 教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進・充実

(学校教育課・教育総務課)

3. 健やかな体の育成

3-1 【体力の向上】

外遊びや学校における体育学習等の充実を通して、子どもの運動・スポーツの習慣化を図り、体力向上のための教育活動を推進します。

- 新体力テスト結果に基づいた体力向上プランによる取組の促進
- スポコン広場の積極的活用
- 健康教育の充実(早寝・早起き・朝ごはんの徹底)
- 感染症等予防の徹底

3-2 【学校給食の充実】

安全・安心な給食の提供に努めるとともに、献立内容の工夫・改善や給食指導の充実等により学校給食を通じた食育を推進します。

- 給食調理業務及び給食調理施設等における適正な衛生管理の実施
- J A等と連携した地産地消の推進
- 食育通信、献立表(毎月発行)による学校給食を通じた食育の推進
- 献立検討委員会(毎月開催)による給食内容の工夫・改善
- 栄養教諭等と連携した食育イベント等の啓発事業の実施
- 学校給食運営の安定化及び効率化に向けた給食調理業務の民間委託の推進

(学校教育課・教育総務課)

4. 小中一貫教育の充実

4-1 【小中一貫教育の充実】

中学校区を単位として義務教育 9 年間を見通した小中一貫教育の充実を図るため、地域と連携しながら特色ある教育活動を展開します。

- 各校区の 9 年間を見通した活動プランの充実
- 地域と連携した小中一貫教育体制の確立
- 小中一貫教育研修会の充実

(学校教育課)

5. 学校指導体制の整備

5-1 【教員の資質能力の向上】

児童・生徒の教育において直接の担い手である教員の効果的な研修及び支援体制の充実を図り、教員の資質能力の向上に努めます。

- 「飯塚市学力向上推進プラン」に基づく取組の推進(再掲)
- 校長研修会・教頭研修会・教務主任研修会・教員研修会等の充実
- 学校訪問による授業力向上に係る取組の推進
- 市立小中学校研究指定・委嘱事業の推進

- 教育研究所事業(研究員制度、研修会実施等)の推進
- 中学校教科教育研究会への支援
- 「教職員育成指標」に基づいた人材育成の推進

5-2 【学校の指導体制の充実】

複雑化・多様化する個々の課題に対応しつつ、社会に開かれた教育課程の実現等による質の高い教育の提供に向け、専門スタッフ等と連携するなど、学校における指導体制の充実を図ります。

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携した学校の指導体制の充実
- 外部講師の積極的活用

5-3 【教職員の働き方改革の推進】

「飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プラン」に基づき、教職員の長時間勤務改善に向けた取組の推進に努めます。

- 教職員が担う業務の精査及び適正化
- 学校を支える体制の構築
- 教職員の業務改善
- 教職員意識改革

(学校教育課)

6. 幼児教育の充実

6-1 【保幼小連携教育の充実】

子ども達の発達や学びの連続性を保障するため、保育園・幼稚園と小学校との連携や研修の推進に努めます。

- 保育所(園)・幼稚園・認定こども園・児童発達支援事業所等と小学校の連絡懇談会の実施
- スタートカリキュラムの教育課程への位置付けと継続的な調査研究の推進

6-2 【就学前教育の充実】

家庭・地域社会と連携し、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

- 就学前教育における生涯学習ボランティアネットワーク事業の活用
- 就学前児童への生活体験活動の実施

(学校教育課・生涯学習課)

7. 特別なニーズに対応した教育の推進

7-1 【特別支援教育の充実】

特別な支援を要する児童・生徒に対して、市の関係部署及び関係機関等との連携を図りながら一人ひとりの障がいの状態、発達段階に応じたきめ細やかな指導や支援を行います。

- 特別支援学級担任・通級指導教室担当者・特別支援教育支援員対象の研修・連絡会等の実施
- 特別支援教育支援員の配置
- 児童の発達に関する研修・巡回相談・支援の充実
- 通級指導教室(発達障がいのある児童生徒・言語障がいのある児童対象)の支援
- 就学相談の実施
- 多層指導モデル(MIM)の取組の充実（再掲）
- 個別学習・協働学習等の学習場面に応じたICTの活用（再掲）
- 関係機関(就学前、福祉、医療機関等)との連携強化

7-2 【外国人児童生徒等への支援】

日本語能力が十分でない子どもたちが日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるよう外国人児童生徒等への教育支援の充実を図ります。

- 外国人児童生徒等教育支援事業の実施
- 外国人児童生徒等への支援に関する職員研修の充実

(学校教育課)

8. 学びのセーフティネットの構築

8-1 【就学援助等の充実】

経済的な理由によって学びや進学の手がかりが妨げられることのないよう、子どもの学びを保障します。

- 就学援助制度の実施
- 返還免除型奨学金制度等の実施

8-2 【教育機会の確保】

教育支援センター等の充実を図り、多様な学びや支援の機会の確保に努めます。

- 教育支援センター(適応指導教室)の運営
- 校内教育支援センターの設置促進及び活用（再掲）
- 民間の支援施設との連携による不登校傾向児童生徒への支援

(教育総務課・学校教育課)

9. 青少年の健全育成

9-1 【青少年交流事業・体験活動の充実】

変化の激しい社会において、青少年が主体性をもって「社会を生き抜く力」を養っていきえるよう、青少年の交流事業・体験活動の推進と充実及び居場所づくりに努めます。

- 放課後子ども教室事業の実施
- 飯塚市少年の船事業の実施
- 通学合宿や生活体験等による子どもの体験活動の実施
- レクリエーション研究会、地球っ子ネットワーク等と連携した体験活動の実施

9-2 【青少年健全育成体制の強化】

青少年関係団体と学校、家庭、地域が一体となった育成体制の強化を図るため、指導者の育成とともに、活動の主体となる青少年関係団体の育成に努めます。

- 青少年団体連絡協議会の活動支援
- 子ども会指導者連絡協議会の活動支援

(生涯学習課)

10. 安全・安心な教育環境の整備

10-1 【学校危機管理の徹底】

児童生徒への安全教育の充実と教職員の危機管理対応能力の向上を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全確保対策を推進します。

- 児童生徒の安全を脅かす事案の情報提供等
- 学校安全の日に係る取組(巡回パトロール等)の実施
- 関係機関(警察、児童相談所、保護司会等)との連携強化
- 小中学校の「学校危機管理マニュアル・安全マップ」の活用
- 防災教育の充実
- 交通ルールの順守とマナー向上を図る交通安全指導の充実
- 通学路の安全対策
- 感染症等予防・対策の徹底

10-2 【学校施設の環境整備】

将来的な人口減少による教育施設の需要や 財政状況の変化等を踏まえ、学校施設に求められる機能、性能を確保するため、ファシリティマネジメント(※注4)の視点を持ち、安心して学べる教育環境の計画的整備に努めます。

- 学校施設の長寿命化計画に基づく整備の推進
- 学級編制基準に基づく普通教室等の整備の推進

(学校教育課・教育総務課・教育施設課)

《いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり》

子どもから大人まですべての人々が、生涯にわたって力強く歩み続けるために、「いつでも どこでも だれでも 学べる」取り組みをさらに充実させ、その学習の成果を様々な場において、人から人へ、地域社会の中へ、世代を超えて環流できるような、人生 100 年時代を見据えたライフキャリア(※注 5)の形成を支援する学びの場を提供します。

そのため、学習・情報の拠点となる中央公民館や図書館をはじめとした社会教育施設の機能向上に努めると共に、市民に身近な交流センターなどあらゆる場所において実施される生涯学習事業及び活動を推進します。

さらに、学んだことを地域社会に還元できる機会を確保するため、学校教育と連携を深め、学習ボランティアの派遣や体験活動事業及び社会体育事業の推進と充実を図ります。

併せて、地域教育力の向上を目指した取り組みとして、青少年の健全育成事業、社会性、主体性を培うための交流事業及び地域の特性を活かした多彩な学習活動事業を推進し、地域社会を担う人材の育成と確保に努めます。

これらの実現のため、次の施策を推進します。

1. 現代的・社会的な課題に対応した生涯学習等の推進

1-1 【様々な学びの機会や情報提供の充実】

ライフステージに応じた学びの機会や情報の提供等により、学習意欲を喚起するとともに、地域と協働し、様々な事業の推進と充実を図ります。

- 中央公民館市民講座、各種講座教室等の開催
- 熟年者マナビ塾事業の実施
- 生涯学習ひろば事業の実施
- 市報や市ホームページ等を通じた情報案内と内容の充実

1-2 【自主的な学習活動の支援】

学習者が自主的に学習できる機会を提供するとともに、学習効果や学習者同士との繋がりを地域に活かせるよう支援します。

- 公民館等サークル事業等の自主的な学習活動の実施
- いいつか市民マナビネットワーク事業の実施
- 社会教育関係団体等との連携強化・各種事業の推進と啓発

1-3 【学習成果を還元する活動等の支援】

学習成果を表現する機会を増やすことで学習意欲を高め、相互の連携・連鎖による地域の「連帯感」が強固となるよう支援します。

- 学習成果発表への支援
- 生涯学習ボランティアネットワーク事業の実施
- 各種団体と連携した社会体育事業の実施

- P T Aと連携した家庭教育推進事業の実施

1-4 【社会教育施設の整備・運営】

社会教育施設・設備の整備を図り、事業内容の工夫や改善等を行うことで、社会教育行政の発展と促進に努めます。

- 社会教育施設の整備の推進及び維持管理の適正化
- 文化会館(飯塚コスモスコモン)の整備及び維持管理の適正化
- 社会教育行政に係る審議会等の開催
- 感染症等予防・対策の徹底

1-5 【読書活動の推進】

本との出会い、読書の楽しさを伝えるため、図書館ボランティアと連携・協力して読書活動を推進します。

- 図書館事業に関する理解と関心の普及・啓発、図書館イベント等の実施
- 乳幼児から高齢者・障がいのある方など、幅広い図書館利用の促進
- 各図書館や地域の特性を考慮した図書館資料の収集・保管・有効活用
- 図書館の相互(広域)利用の促進

1-6 【子どもの読書環境づくりの推進】

子どもと保護者が、一緒に安心して読書や読み聞かせ等ができ、楽しく本に触れ、感じたことを表現できる環境づくりを推進します。

- 安心・快適な子どもの読書環境の整備
- 家庭・地域・保育所(園)・幼稚園・認定こども園等・学校・図書館における子ども読書活動の推進
- 読書好きを育む環境づくり応援事業の実施

(生涯学習課・文化課)

2. 学社連携の推進

2-1 【地域とともにある学校づくりの推進】

学校・地域との連携・協働により、地域とともにある学校づくりを推進します。

- 学校・家庭・地域・行政が一体となったコミュニティ・スクールの推進
- 学校開放日の実施
- 学校運営協議会による学校・地域との連携強化

2-2 【地域の人材及び大学・団体との連携の促進】

地域の人材を活用して、積極的に高齢者や地域住民との交流を図るとともに、学社連携を推進します。

- 「熟年者マナビ塾」の学校支援ボランティアの活用

- 地域人材活用による授業や研修、補充学習の拡充
- 放課後子ども教室や児童クラブ等との連携
- 嘉飯桂地域未来の地域リーダー育成事業「嘉飯桂未来塾」の推進

2-3 【教育施設の有効活用による学びの場の創造】

教育施設をファシリティマネジメント(※注 4)の視点をもってあらゆる世代における学びの場としての活用を図りながら、身近な地域の知の拠点施設としての機能を果たしていきます。

- 学校施設や社会教育施設の空き部屋等を活用した学習活動の推進

2-4 【部活動の適切な運営体制の整備】

将来にわたり子どもたちがスポーツや文化活動等に親しむことができる機会を確保できるよう、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立った、新しい部活動の在り方を検討し推進します。

- 検討委員会による部活動地域移行の方針の策定及び取組等の検討
- 中学校部活動の地域移行に向けた関係部署及び関係機関等との連携

(学校教育課・生涯学習課・文化課)

3. 生涯スポーツの推進

3-1 【スポーツに親しめる機会の充実】

子どもから高齢者までが心身ともに健康で明るく生活できるよう、市の関係部署及び関係機関等と連携を図りながら、スポーツ活動を推進する体制の強化及び多様なスポーツが楽しめる環境づくりを推進します。

- 各種団体と連携したレクリエーションスポーツの推進

(生涯学習課)

《個性豊かな 新しい文化の創造》

文化芸術は市民の生活に多くの潤いをもたらし、ライフキャリアの形成にも重要な役割を果たします。

市民の主体的な文化活動を支援し、文化芸術鑑賞機会の充実を図ります。

さらに、文化の薫り高いまちづくりに向け、文化芸術活動の振興と文化財保護の普及・啓発に努め、史跡や文化財の保存、民俗芸能等を継承するとともに、更なる充実を図り、潤いと活力に満ちた地域づくりを市民と協働して取り組みます。

これらの実現のため、次の施策を推進します。

1. 文化の振興・文化財の保護

1-1 【文化の振興】

飯塚市文化振興マスタープランの基本理念である「個性豊かな新しい文化の創造」の実現に向けて文化芸術活動の充実を図ります。

- 飯塚新人音楽コンクールの実施
- 飯塚総合文化祭の実施
- 飯塚市小学校児童画展の実施
- 全国大会等出場報奨金の交付
- 文化団体・(公財)飯塚市教育文化振興事業団との連携した事業の実施
- 飯塚市文化会館や市庁舎をはじめとする他の公共施設における様々な文化芸術事業の充実

1-2 【文化財保護の普及啓発】

歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を永く後世に伝えるため、文化財保護活動の充実や情報提供等、文化財に対する理解を深める施策を推進します。

- 歴史講座、古文書講座、体験学習会等の開催
- 企画展の開催
- 指定文化財(旧伊藤伝右衛門邸・旧松喜醤油屋等)の一般公開
- 川島古墳、小正西古墳の特別公開
- 文化財に係る学習教材の作成

1-3 【文化財の保存・継承・活用】

文化財の保存・整備・活用を図るとともに、地域の文化や特色を伝承する民俗芸能の保存・継承・活用に努めます。

- 文化財の調査及び指定・登録
- 嘉穂劇場保存・整備事業の実施
- 旧伊藤伝右衛門邸保存・整備事業の実施
- 発掘調査事業の実施
- 指定文化財の保存・活用
- 県指定無形民俗文化財の保存・継承
- デジタルミュージアムの活用
- 文化財の保存・活用に係るボランティアの育成

(文化課)

《次代の飯塚市を担う ひとづくり》

これからの変化の大きい時代において、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養い、多様な人々と協働しながら、グローバルな視点をもって活躍できる社会の担い手を育成することを目指します。

これらの実現のため、次の施策を推進します。

1. 自分らしい生き方を求め実現していく教育の推進

1-1 【キャリア教育の推進】

子どもたちが将来を豊かに生きていけるよう、自分の意思で進路を選択して、将来設計を行い、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるキャリア教育を推進します。

- 生きる力や職業観を醸成する取組の推進
- 本物・未来志向の人材育成事業の実施
- 高等学校との連携・協力によるキャリア教育の支援
- 子どもたちの夢・未来を育む体験型キャリア教育事業の実施

(学校教育課・生涯学習課)

2. グローバルに活躍する人材の育成

2-1 【多文化共生の推進】

文化の多様性について、一人ひとりが互いに理解を深め、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

- BRIDGE KIDS PROGRAMS の子ども大使と学校及びホストファミリーとの交流

2-2 【国際交流事業の推進】

国際交流事業を推進し、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図ります。

- 姉妹都市サニーベール市との国際交流の実施
- 小中学校児童生徒の飯塚国際車いすテニス大会観戦及び選手との交流の実施
- 国際機関等との教師間、生徒間交流の推進

2-3 【英語をはじめとした外国語教育の推進】

外国語でコミュニケーションを図る素質・能力を育成するため、英語力などの実践的な学習の充実を推進します。

- 小・中学校英語教育推進事業(オンライン英会話)の実施
- 小・中学校国際教育関連事業(外国人講師招聘)の実施

(学校教育課・生涯学習課)

3. イノベーション(※注6)を牽引する人材の育成

3-1 【優れた才能・個性を伸ばす教育の推進】

創造性を育む教育を通じて、優れた素質を持つ児童生徒の才能を伸ばす取組を推進するため、学校における主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促進します。

- 知識構成型ジグソー法による協調学習(※注1)の推進（再掲）
- 本物・未来志向の人材育成事業の実施（再掲）

3-2 【情報を読み解く力・活用する力の育成】

初等中等教育におけるプログラミング的思考を含む情報活用能力の育成に向け、大学・企業と連携した体験的活動等の実施や指導体制の充実を図り、情報教育の充実を推進します。

- 大学・企業と連携した体験的活動等の実施
- プログラミング教育の推進
- S T E A M教育の推進(※注7)

(学校教育課)

※注 1 知識構成型ジグソー法による協調学習とは

未知の課題に対して新たな答えを創造する力を育む授業の実施のことをいう。
知識構成型ジグソー法による協調学習とは、学習課題を解決するために、自分の考えと友達のと比較したり関連づけたりして、新しい考えを作り出す、子どもたち一人一人に「主体的・対話的で深い学び」を引き起こす学習法のこと。

※注 2 I C Tとは

インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー(情報通信技術)
I Tは、インフォメーション テクノロジー(情報技術)

※注 3 S E L－8 Sとは

「S E L－8 S学習プログラム」のことをいう。かつて生活の中で育まれてきた「対人関係能力」「自己判断能力」など、子どもたちが社会で生活するうえで必要な能力を小・中学校の9年間で身に付けることができるプログラム。ゲームや身体活動などをもちいて子どもたちが楽しく、具体的に学べるプログラムである。

※注 4 ファシリティマネジメントとは

施設や設備等の財産を経営的視点に基づき、総合的かつ長期的に及ぶ観点から、最大の効用を得るために可能なコスト運用で、管理、活用するための管理手法のこと。

※注 5 ライフキャリアとは

ライフキャリアは、仕事だけでなく、家庭や趣味など日々の生活や、地域との関わり、ボランティアなど、生涯にわたる役割や経験の積み重ねを指す、その人の「生き方」全体を表す言葉である。

※注 6 イノベーションとは

物事の「新結合」「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」を創造する行為のこと。これまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすこと。

※注 7 S T E A M教育とは

科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術・リベラルアーツ (Arts)、数学 (Mathematics) の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。知る(探究)とつくる(創造)のサイクルを生み出す、分野横断的な学びを指す。